

第29回司法シンポジウム報告

2021年10月30日（弁護士会館・東京）「民事裁判手続のIT化とこれからの司法」

2020年（令和2年）6月に始まった法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会における議論は大詰めに入り、2022年度に法改正がなされる見通しです。そこで、本司法シンポジウムでは、「民事裁判手続のIT化とこれからの司法」をテーマに取り上げました。

当日は4部構成とし、第1部において、改正法の内容を解説し、訴訟活動の変化や弁護士・依頼者間の関係を見つめ直しました。第2部では、IT利用に支障がある「司法弱者」を置き去りにしない観点の検討を行いました。第3部では、近未来の紛争解決手続を見据え、AIとODR（オンライン紛争解決手続）を取り上げました。第4部のパネルディスカッションでは、これらの基調報告で明らかになった課題等を検討し、将来の展望についても意見交換を行いました。

本司法シンポジウムは、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、オンライン配信で開催することになりましたので、随所に分かり易く視聴できるための工夫を取り入れました。

当日は、弁護士会員のほか、司法修習生、他士業者、福祉関係者、研究者、高校生等の一般の方を含めて延べ2270名の参加を得られました。

■第1部 IT化がもたらす訴訟活動の変化と弁護士・依頼者間の関係

「民事訴訟法（IT関係）に関する中間試案」を基に、民事訴訟手続の流れに沿って、改正法の内容を解説しました。解説に当たっては、改正後に裁判所が構築する事件管理システムを想定したデモサイトを用い、視覚的に分かり易い解説に努めました。

争点整理手続と証人尋問の場面では、ウェブ会議を用いた模擬裁判の映像を放映しました。それには、ウェブ会議を通じて当事者が裁判手続に参加するものの、その最中に相手方の主張に憤慨した当事者が不規則発言をし、弁護士がこれをなだめるシーンがあります。このような実務上想定される問題を散りばめ、登壇者がこれをもとに当事者と弁護士の役割の在り方や裁判所の訴訟指揮などを議論しました。

■第2部 「司法弱者」を作らない！～障がい者・高齢者や地域司法の視点からIT化を考える～

① 本人サポートについて

民事裁判手続がIT化されますと、それに応じられない方のための本人サポートが不可欠です。そこで、高齢者と接する機会の多い地域包括支援センター職員の方のインタビュー動画を交えるなどして、本人サポートを必要とする対象者、本人サポート実施において生じる問題点について、生の声を報告しました。

また、弁護士、弁護士会が本人サポートに取り組む場合の体制の在り方や今後検討すべき課題等について、登壇者が画像を用いながら報告しました。

② 障がい者の視点から

障がいを持つ4名の方のインタビュー動画を交えて、障がい者の法的トラブルの現状、IT化の影響及びその対策を報告しました。聴覚障がい者にとって、書面に代えて音声化可能な電磁的記録の交換が始まることは一歩前進ですが、障がい特性に応じた手続上の配慮の観点からは、未解決の課題が多いとの問題提起をしました。

最高裁から、全国の裁判所における障がい者用の補助具の備え置き状況の情報提供が

ありましたので、その内容を伝え、分析の結果を報告しました。

③ 地域司法の視点から

ウェブ会議等を用いる裁判手続は、裁判所への出頭の負担を軽減し、地域司法に恩恵をもたらしますが、その反面、ウェブ会議等の多用が裁判所支部の存在意義を希薄化させ、その統廃合が進むことも懸念されます。会場と沖縄弁護士会及び旭川弁護士会の所属弁護士をZoomでつなぎ、対談形式で、地域司法の実情の報告を受け、裁判所で手続をすることの意義に関する意見交換をしました。

■第3部 テクノロジーと司法のこれから

① 技術が変えるこれからの司法

2030年を想定し、そこで可能になる訴訟手続と弁護士業務を描いたミニドラマを放映し、近未来のIT、AIの活用とこれに伴う訴訟手続や弁護士業務の変化のイメージを報告しました。また、これを踏まえて弁護士同士の対談形式で、テクノロジーが訴訟手続や弁護士業務に与える影響等を検討しました。

② ODRと司法に与えるインパクト

ODRに関する具体的なイメージを伝えるため、利用例を描いたアニメーションを上映しました。また、諸外国の利用例や我が国の具体的な実例、弁護士会によるODRの実情報告とその拡大の可能性を報告し、今後我が国でどのような形で活用されるべきかを検討しました。

■第4部 裁判手続のIT化のこれから・市民にとって利用しやすい裁判とは

第1部から第3部までの基調報告を受けて、大屋雄裕氏（慶應義塾大学法学部教授）、別所直哉氏（紀尾井町戦略研究所株式会社代表取締役）、綿引万里子氏（第一東京弁護士会／元名古屋高等裁判官長官）、幡野博基事務局次長（東京弁護士会）によるパネルディスカッションを行いました（コーディネーターは鷹取信哉事務局長・東京弁護士会）。

主な発言として、ITは手段に過ぎず、裁判手続の中身が大切である、その意味で弁論準備手続の充実に向けた法曹三者の運用改善が急務だ、手続参加に消極的な当事者がIT化を機に積極的になる可能性は低い、当事者の参加を促すには手続説明が不可欠である、ウェブ会議は公正さに不安要素を抱えており、長短を考えて利用すべきである、本人サポートは行政機関の活用を考えてはどうか、知的障がい者には意見の代弁者が必要である、支部統廃合は地域司法の観点だけでなく多角的視点に立つ検討が必要だ、企業にとってODR導入には事業採算性を無視できない、AIは蓄積された情報の分析は得意だが、事実認定や新たな課題の発掘、検討は不得手であり、将来の法曹はこのような分野で能力を培い、その力を発揮することが求められるというものがありました。

■まとめ

最後に、吉成務委員長（徳島弁護士会）が一日にわたるシンポジウムの成果をまとめ、関係者への謝辞を述べて閉会しました。